11月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

カスタマーハラスメント対策が義務化されます
令和8年10月1日施行

職場における「カスタマーハラスメント」とは？

職場において行われる、次の①～③の要素をすべて満たすものをいいます。

①顧客等の言動であって、

②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、

③労働者の就業環境が害されるもの

カスハラ対策として講ずべき措置とは？

事業主は以下の措置を必ず講じなければなりません。

事業主の方針等の明確化および周知・啓発	① カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の**「カスハラ基本方針」**を明確化し、労働者に周知啓発する ② カスハラの内容およびあらかじめ定めた対処の内容を労働者に周知する
相談体制の整備	③ **相談窓口※**をあらかじめ定め、労働者に周知する ④ 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする **※弊所にて社外相談窓口ご協力しています。**
事後の迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認する ⑥ 被害者に対する配慮のための措置を行う ⑦ 再発防止に向けた措置を講ずる
対応の実行性を確保するために必要なカスハラの抑止のための措置	⑧ 特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する ⑩ 相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知啓発する

令和8年度 最低賃金改定について



令和8年度の地域別最低賃金及び発効年月日が発表されました。
各都道府県の最低賃金・発効日は以下のとおりです。

	現行	令和8年度	発効年月日
埼玉	1,141	1,196円	令和8年10月1日
群馬	1063	1,120円	令和8年10月3日
東京	1,226	1,280円	令和8年10月1日
神奈川	1,225	1,279円	令和8年10月1日

★11月の営業土曜日は以下のとおりです。



7日（土） 休
14日（土） 休
21日（土） 営業（労務）
28日（土） 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合　寺山社会保険労務士事務所
TEL： 048－571－2231　FAX： 048－570－1929
URL： http://www.terazei.com/